

## 第2章 代決

### ○福井県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者及びその順序を定める規則

〔平成19年4月1日〕  
〔規則第11号〕

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に基づく福井県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する者及びその順序は、次のとおりとする。

第1順位 町村会から選出された副広域連合長

第2順位 市長会から選出された副広域連合長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。